

# 北海道と宮城県の野鳥で 高病原性鳥インフルエンザを確認!!

10月26日に北海道で回収された野鳥と、27日に宮城県で回収された野鳥から、H5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。(今シーズン3,4例目)

鶏などの家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。(裏面参照)

野鳥の鳥インフルエンザ発生状況

	回収日	回収場所		種名	遺伝子検査		
					判定日	病原性	亜型
1例目	10/4	北海道	美唄市	ハシブトガラス	10/11	HPAI	H5N1
2例目	10/18	北海道	釧路市	ノスリ	10/25	HPAI	H5N1
3例目	10/26	北海道	釧路市	オオハクチョウ	11/1	HPAI	H5
4例目	10/27	宮城県	大崎市	ハシブトガラス	11/1	HPAI	H5



# 家畜伝染病予防法に基づく 飼養衛生管理基準の遵守状況の点検を！

鶏、あひるなど家きん飼養者の皆様へ

渡り鳥が飛来してくる中、鳥インフルエンザウイルスの家きんへの感染リスクが高まっています。

家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。

特に、次の飼養衛生管理基準7項目の遵守状況を点検してください。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目15)
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目16)
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目17)
- ④ 鶏舎に立ち入る者の手指消毒等(項目25)
- ⑤ 鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目26)
- ⑥ 鶏舎外での病原体の汚染防止(項目28)
- ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒(項目32)

自家用家きん飼養者の方々におかれても、家きんの衛生管理については養鶏農家を実施している水準と同レベルの管理をおこなうよう、農林水産省から強い指導がなされており、飼養衛生管理基準を遵守しない場合は家畜伝染病予防法違反に抵触する恐れがあります。

特に、現在放し飼いをされている方は、至急鶏舎に収容し、野生動物や野鳥と接触しないようにしてください。